

高山市おもてなし環境整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国内外の観光客の多様なニーズに対応し、地域の魅力ある観光地づくりをすすめるため、市内の宿泊施設や飲食店等が行う受入環境の整備事業に対して、予算の範囲内で補助金を交付することにより、事業者の経済負担の軽減を図り、おもてなし環境の整備を促進することを目的とし、その交付に関しては、高山市補助金交付規則（昭和34年高山市規則第5号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ハラル イスラーム法上で食べることが許されている食材や料理
- (2) コーシャ ユダヤ教において食べ物に関する規律に合致した食材や料理
- (3) 食物アレルギー 食物の摂取により生体に障害を引き起こす反応のうち、食物抗原に対する免疫反応によるもの

(補助対象者等)

第3条 補助対象者は、高山市に本店を有し、市税等を滞納していない者で、市内で小売業、飲食業及びサービス業等を営んでいる者又はこれから営もうとする者で別表に掲げる補助対象事業を実施するもの。ただし、次のいずれかに該当する者は、補助対象者から除く。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける事業を営んでいる者又はこれから営もうとする者
- (2) 射幸的娯楽業及びそれに付帯するサービス業（パチンコホール、射的場、場外馬券売場、風俗関連のサービス業等）を営んでいる者又はこれから営もうとする者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織及びその構成員の利益となると認められる者

(事業計画の認定)

第4条 別表の事業を行おうとする者は、高山市おもてなし環境整備事業計画認定申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書等を添付しなければならない。

- (1) 事業に要する費用の額のわかる書類（見積書等）
- (2) 工事図面及び工事着手前写真
- (3) 事業店舗の位置図
- (4) 法人にあっては履歴事項証明書、個人にあっては住民票
- (5) 前各号に定めるもののほか市長が必要と認める書類

(認定の基準)

第5条 市長は、前条第1項の申請があった場合において、当該申請に係る事業計画が別表に掲げる補助対象経費の要件に適合すると認めるときは、計画の認定をするものとする。

2 前項の認定は、補助金の交付を決定するものではない。

3 市長は、第1項の認定にあたり、必要があると認めるときは、当該事業の実施及び管理について必要な処置を講ずること及び補助金の交付の限度について条件を付することができる。

(認定の通知等)

第6条 市長は、前条により事業計画の認定をしたときは高山市おもてなし環境整備事業計画認定通知書(別記様式第2号)により、事業計画の認定をすることが不相当と認めるときは高山市おもてなし環境整備事業計画不承認通知書(別記様式第3号)により、当該事業計画の認定の申請をした者に通知する。

2 前項に基づき認定を受けた事業計画(以下「認定計画」という。)に係る事業は、前項の規定による通知のあった日以降でなければ着手することができない。

(認定の変更)

第7条 事業計画の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は事業計画を変更しようとするときは、高山市おもてなし環境整備事業計画変更認定申請書(別記様式第4号)を提出し、市長の変更の認定を受けなければならない。ただし、総事業費の少額の変更など軽微な変更にあつては、この限りでない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る事業計画の変更が別表に掲げる補助対象経費の要件に適合すると認めるときは、高山市おもてなし環境整備事業計画変更認定通知書(別記様式第5号)により、事業計画の変更の認定をすることが不相当と認めるときは高山市おもてなし環境整備事業計画変更不承認通知書(別記様式第6号)により、認定事業者に通知する。

(認定計画の中止及び廃止)

第8条 認定事業者は、第6条第1項又は前条第2項の通知があった日以降において、認定計画の中止又は廃止をしようとするときは、高山市おもてなし環境整備事業中止(廃止)届(別記様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届を受理した場合は、高山市おもてなし環境整備事業中止(廃止)届受理通知書(別記様式第8号)により中止又は廃止の受理通知書を交付するものとする。

(認定計画の取り消し)

第9条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、計画の認定を取り消すことができる。

- (1) この要綱に定める事業計画の認定要件を欠くに至ったとき。
- (2) 事業計画の認定に関し、偽りその他不正の行為があったとき。
- (3) 認定計画と異なる事業を行ったとき。
- (4) 市民としてふさわしくない非行等があったとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、市長が特に事業計画の認定を取り消す必要があると認めたとき。

(補助対象経費及び補助金の額)

第10条 補助金の対象となる経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

2 別表の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

3 第1項の規定にかかわらず、国、県若しくは市又はそれぞれの外郭団体等から他の補助金等を受ける事業については、当該補助金の対象としない。

(補助金交付申請)

第11条 補助金の交付を受けようとするときは、高山市おもてなし環境整備事業補助金交付申請書(別記様式第9号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 支払等証拠書類の写し(領収書、契約書等)

(2) 工事完成図面及び完成写真

(3) 前2号に定めるもののほか市長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請にあたっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助事業等の経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定通知)

第12条 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金交付について高山市おもてなし環境整備事業補助金交付(不交付)決定通知書(別記様式第10号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、審査において必要に応じ認定事業者に対し報告を求め、調査を行うことができる。

(交付請求等)

第13条 交付決定通知書を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、交付決定後1か月以内に、高山市おもてなし環境整備事業補助金交付請求書(別記様式第11号)を、市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付は、前項に規定する請求があった月の翌月の末日までに交付決定者の希望する金融機関の口座に振り込む方法により行うものとする。

(補助金の返還等)

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は、既に交付した補助金の全部若しくはその一部の返還を命ずることができる。

(1) 不正偽りの行為があったとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成29年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

別表（第3条、第4条、第5条、第7条、第10条関係）

| 補助対象事業 | 補助対象経費 | 補助金の額 |
|-------------|--|---|
| おもてなし環境整備事業 | <p>次に掲げるおもてなし環境整備に伴い新設及び改修するための事業に要する経費。ただし、宗教の教義の普及又は信者の教化育成を目的とする事業を除く。</p> <p>(1) ハラール、コーシャ、食物アレルギーなど特別な調理を必要とする者の受入のために、調理施設（内装、給排気ダクトを含む。）を新設・改修するための工事費及び備品購入費</p> <p>(2) 外国人観光客やペット同伴者の受入のために、施設を新設・改修するための工事費及び備品購入費</p> | <p>補助対象経費の3分の1以内の額。ただし、同一事業目的について、1店舗につき、1回500千円を上限とし、50千円を下限とする。</p> |

(あて先)高山市長

申請者 住 所
 名 称
 代表者氏名
 電 話

高山市おもてなし環境整備事業計画認定申請書

高山市おもてなし環境整備事業補助金交付要綱第4条第1項の規定に基づき、高山市おもてなし環境整備事業について、下記の通り関係書類を添えて申請します。申請にあたり、私は暴力団員等若しくは暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないことを宣誓します。なお、本申請の審査を行うにあたり、私の高山市税の納付状況を調査すること及び必要に応じ、暴力団との関係について岐阜県警察本部に照会することを承諾します。

| | | |
|---|---------|-----|
| 事業を行う場所 (事業所又は店舗等) | 所在地 | 高山市 |
| | 名称 | |
| | 連絡先 | |
| 事業目的 | | |
| 事業内容 | | |
| 事業に要する費用の額 | 円 (予定額) | |
| 補助金申請額 | 円 (予定額) | |
| 添付書類 1 事業に要する費用の額がわかる書類(見積書等) 2 工事図面及び工事着手前写真 3 事業店舗の位置図 4 法人にあつては履歴事項証明書、個人にあつては住民票 5 前各号に定めるもののほか市長が必要と認める書類 | | |

年 月 日

様

高山市長

高山市おもてなし環境整備事業計画認定通知書

年 月 日付けで認定申請がありました高山市おもてなし環境整備事業計画については、審査の結果、次のとおり認定を決定しましたので通知します。

記

| | | |
|-----------------------|-----|-----|
| 事業を行う場所 (事業所又は店舗等) | 所在地 | 高山市 |
| | 名称 | |
| | 連絡先 | |
| 事業内容 | | |

別記様式第3号（第6条関係）

年 月 日

様

高山市長

高山市おもてなし環境整備事業計画不承認通知書

年 月 日付け申請の高山市おもてなし環境整備事業計画認定申請書は、審査の結果、次の理由により事業計画を不承認とします。

理 由

年 月 日

（あて先）高山市長

申請者 住 所
名 称
代表者氏名
電 話

高山市おもてなし環境整備事業計画変更認定申請書

高山市おもてなし環境整備事業補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、 年 月 日付けで認定を受けた高山市おもてなし環境整備事業計画について、下記のとおり変更の認定を申請します。

記

変更内容及び変更理由

| 変更前の内容 | 変更後の内容 | 変更理由 |
|--------|--------|------|
| | | |

年 月 日

様

高山市長

高山市おもてなし環境整備事業計画変更認定通知書

年 月 日付けで変更認定申請がありました高山市おもてなし環境整備事業計画については、審査の結果、次のとおり認定を決定しましたので通知します。

記

変更認定内容

| 変更前の内容 | 変更後の内容 |
|--------|--------|
| | |

別記様式第6号（第7条関係）

年 月 日

様

高山市長

高山市おもてなし環境整備事業計画変更不承認通知書

年 月 日付け申請の高山市おもてなし環境整備事業計画変更認定申請書は、審査の結果、次の理由により事業計画の変更を不承認とします。

記

理 由

別記様式第7号（第8条関係）

年 月 日

（あて先）高山市長

申請者 住 所
名 称
代表者氏名
電 話

高山市おもてなし環境整備事業中止（廃止）届

年 月 日付けで認定を受けた高山市おもてなし環境整備事業計画について、当該事業を中止（廃止）したいので、高山市おもてなし環境整備事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

中止（廃止）の理由

別記様式第8号（第8条関係）

年 月 日

様

高山市長

高山市おもてなし環境整備事業中止（廃止）届受理通知書

年 月 日付けで中止（廃止）申請がありました高山市おもてなし環境整備事業については、受理しましたので通知します。

別記様式第9号（第11条関係）

年 月 日

(あて先)高山市長

申請者 住 所
名 称
代表者氏名
電 話

高山市おもてなし環境整備事業補助金交付申請書

高山市おもてなし環境整備事業補助金の交付を受けたいので、高山市おもてなし環境整備事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。申請にあたり、私は暴力団員等若しくは暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないことを宣誓します。なお、本申請の審査を行うにあたり、私の高山市税の納付状況を調査すること及び必要に応じ、暴力団との関係について岐阜県警察本部に照会することを承諾します。

| | | |
|---|-------|-----|
| 事業認定年月日 | 年 月 日 | |
| 事業を行った場所 | 所在地 | 高山市 |
| | 名称 | |
| | 連絡先 | |
| 事業完了日 | 年 月 日 | |
| 事業内容 | | |
| 交付申請額 | 円 | |
| 添付書類 1 支払等証拠書類の写し(領収書、契約書等) 2 工事完成図面及び完成写真 3 前2号に定めるもののほか市長が必要と認める書類 | | |

年 月 日

様

高山市長

高山市おもてなし環境整備事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました高山市おもてなし環境整備事業補助金については、高山市おもてなし環境整備事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり交付（不交付）を決定しましたので通知します。

記

- 1 決定事項 交付 ・ 不交付
(不交付の場合の理由)
- 2 交付決定額 円

年 月 日

（あて先）高山市長

申請者 住 所
名 称
代表者氏名
電 話

高山市おもてなし環境整備事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた高山市おもてなし環境整備事業補助金の交付について下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 _____ 円

2 振込先

| | | | | |
|--------|---------------------|------|------|--|
| 金融機関名※ | 銀行 信用金庫 信用組合 農協 その他 | | | |
| 支店名 | 支店 | | | |
| 種別※ | 普通 | ・ 当座 | 口座番号 | |
| 名義人 | (カカケ読み) | | | |

※該当するものに○をつけてください